29	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.50) (2)　群馬県伊勢崎市長沼町1744―1　(66.80)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分18秒東経139度12分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

29	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.50) (2)　群馬県伊勢崎市長沼町1744―1　(66.80)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分18秒東経139度12分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	削除	
31	(1)　東京都台東区清川２―25―19　(95.90) (2)　東京都荒川区西尾久３―20―８　(45.20)	北緯35度43分41秒東経139度48分12秒の地点と北緯35度45分01秒東経139度45分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

五　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］		
2	削除	
［3～58　略］		
59	削除	

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　同左］		
2	(1)　神奈川県横浜市都筑区中川１―２―３　(123.00) (2)　神奈川県川崎市麻生区細山字原尾1241―６　(163.10)	北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度36分01秒東経139度31分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度36分06秒東経139度31分23秒の地点と北緯35度36分14秒東経139度31分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度36分16秒東経139度31分11秒の地点と北緯35度37分05秒東経139度30分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～58　同左］		
59	(1)　宮崎県宮崎市佐土原町大字下那珂字久峰大日13804　(118.30) (2)　宮崎県児湯郡新富町大字三納代字弁指2560―２　(73.30)	北緯32度01分31秒東経131度27分35秒の地点と北緯32度02分47秒東経131度28分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度03分03秒東経131度28分28秒の地点と北緯32度03分23秒東経131度28分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度03分37秒